

JGA 正会員各位

観光庁からの周知依頼につき下記お伝えいたします。HP お知らせに資料を提示しますのでご参照下さい。

令和3年3月8日に開催された第57回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、1都3県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）に発令されている緊急事態宣言の対象期間が3月21日まで延長となったことから、「基本的対処方針」が改定されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象期間延長について別添1の内閣官房事務連絡、基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に関する留意事項等について別添2の内閣官房事務連絡のとおり依頼があり、政府対策本部を受けて開催された第19回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において別添3のとおり大臣指示がありました。

貴団体におかれては、別添1～2(別紙含む)について、改めて実施を徹底するとともに、所属企業及び会員等関係者等に対しても、改めて基本的対処方針に基づく対策の

徹底、催物の開催制限、施設の使用制限、その他感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

別添 1 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長について」

別添 1 別紙 1 新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長」

別添 1 別紙 2 新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

別添 2 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

以上です。